（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等の特例）

第十一条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十四年金融庁告示第十四号（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等）第一条第一項中「）第五条」とあるのは「。以下この項において「銀行告示」という。）第五条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、銀行が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。以下「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する銀行告示第二十八条に規定する基本的項目の額とする。」と、同告示第四条第一項中「）第二十二条」とあるのは「。以下この項において「信用金庫告示」という。）第二十二条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が特例告示第三条の規定により読み替えて適用する信用金庫告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する信用金庫告示第四条に規定する基本的項目の額とする。」と、同告示第五条第一項中「）第五条」とあるのは「。以下この項において「銀行持株会社告示」という。）第五条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が特例告示第二条の規定により読み替えて適用する銀行持株会社告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する銀行持株会社告示第十七条に規定する基本的項目の額とする。」とする。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の特例）

第十二条　平成二十六年三月三十日までの間、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）第一条中「による。」とあるのは、「による。ただし、銀行又は銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。以下この条において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示又は特例告示第二条の規定により読み替えて適用する連結自己資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ特例告示第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示又は特例告示第二条の規定により読み替えて適用する連結自己資本比率告示において使用する用語の例による。」とする。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の特例）

第十三条　平成二十六年三月三十日までの間、信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）第一条中「による。」とあるのは、「による。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示において使用する用語の例による。」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の特例）

第十四条　平成二十六年三月三十日までの間、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）第一条中「用語は、」とあるのは、「用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第四条の規定により読み替えて適用する」とする。

（銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件の特例）

第十五条　平成二十六年三月三十日までの間、平成二十年金融庁告示第七十七号（銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件）中「）第五条」とあるのは「。以下「自己資本比率告示」という。）第五条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第二条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十七条に規定する基本的項目の額に百分の五を乗じて得た額とする。」とする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十四年六月三十日から適用する。

（この告示の失効）

第二条　この告示は、平成二十六年三月三十日限り、その効力を失う。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第三条　平成二十四年金融庁告示第二十八号（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例の一部改正）

第十二条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その他有価証券評価差損」の下に「（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加え、「、その他有価証券評価差損」の下に「（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加える。